

## 中区連合町内会長連絡協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、中区連合町内会長連絡協議会（以下「会」という。）と称し、事務所を中区役所総務部地域振興課内に置く。

(目的)

第2条 会は、区内の連合町内会相互並びに関係機関との連絡を密にし、地域社会の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条に規定する目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会振興事業活動の情報を相互に交換すること。
- (2) 地域社会振興活動の効果的運営について、協議すること。
- (3) その他必要事項。

(構成)

第4条 会は、中区内の各地区連合町内会長をもって構成する。

(役員)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

2 役員は、すべての構成員の互選による。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表し会の事務を掌握する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会の事業及び経理を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。（毎年5月1日～翌々年4月末日までとする。）ただし再選を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任が決定するまでは前任者がその任を担当する。
- 3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、中区長をもってこれにあてる。

(会議)

第9条 この会の会議は、月1回及び会長が必要と認めた場合に開催し、会長が招集しその議長となる。

(専門委員会)

第10条 本会の事業を企画・実施するために専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、別表のとおりとする。
- 3 委員は会長が委嘱する。

(経費)

第11条 この会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この規約に定められた以外の必要な事項は、会の議決によりこれを決定する。

付 則

この規約は、昭和38年6月18日から施行する。

この規約は、昭和51年6月1日から改正施行する。

この規約は、昭和54年5月19日から改正施行する。

この規約は、平成13年5月18日から改正施行する。

この規約は、平成14年5月20日から改正施行する。

この規約は、平成16年5月19日から改正施行する。

この規約は、平成17年4月1日から改正施行する。

別表

委 員 会 名
企画委員会
危機管理委員会